

令和7年度

第7回 第二農地部会定例会議事録

令和7年10月30日（木）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

令和7年度 第7回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和7年10月30日(木) 午後2時33分  
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(9名)

3番 竹原	7番 滝沢	8番 小山
10番 五十嵐	11番 笠原	12番 長瀬
17番 高波	18番 田鹿	21番 大島

(2) 農地利用最適化推進委員(14名)

(安塚区) 松苗	和栗	
(浦川原区) 井部	藤村	秋山
(大島区) 小山		
(牧区) 米川		
(柿崎区) 佐藤	小林	
(頸城区) 上原		
(吉川区) 常山	石野	
(三和区) 福原	高橋	

2 欠席委員

(1) 農業委員…1番 長井 19番 中嶋

(2) 農地利用最適化推進委員…(大島区) 高橋  
(牧区) 中川  
(柿崎区) 平野  
(大潟区) 細谷  
(頸城区) 伊巻

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班 長	南波
浦川原区駐在室	主 任	中部
大島区駐在室	主 任	朝倉
牧区駐在室	主 任	樋口
柿崎区駐在室	次 長	片岡
	主 任	上田
大潟区駐在室	主 任	太田
頸城区駐在室	主 任	関間
吉川区駐在室	班 長	久保埜
三和区駐在室	班 長	橋立

#### 4 会議に附した事件

##### (1) 議事録署名委員の氏名

12 番 長瀬            7 番 滝沢

##### (2) 審議案件

###### ①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

###### ②浦川原区駐在室管内分

議案なし

###### ③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

###### ④牧区駐在室管内分

議案なし

###### ⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

###### ⑥大潟区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

###### ⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

###### ⑧吉川区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

###### ⑨三和区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後2時33分 それでは、これより令和7年度第7回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。  (笠原部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員9名、欠席委員2名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員14名、欠席推進委員5名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 12番 長瀬委員、 7番 滝沢委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。 10番 五十嵐 委員の発声をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>≪<u>安塚区駐在室の議案</u>≫ 最初に安塚駐在室管内分の案件を審議します。 <u>&lt;議案第1号 農地法第3条許可申請について&gt;</u> 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号2103番、2104番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>

安塚区 駐在室	<p>安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は1頁、2103番と2104番をご覧ください。</p> <p>2件とも、譲渡人の財産処分又は財産整理のため、譲受人に相談したところ合意に至ったことから、売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請農地については、2103番は、引き続き水稻を作付ける予定、2104番は家庭菜園として、野菜を作付ける予定です。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>なお、農地法改正により、下限面積要件が廃止されています。以上です。</p>
議 長	確認された委員の説明を求めます。
高波委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
松苗委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<p><b>&lt;議案第2号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について&gt;</b></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、利用権設定、番号2121番から2123番の3件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書は、2頁をご覧ください。</p> <p>番号2121番から2123番までの3件とも「地域計画内」の案件で、3件とも、新規の利用権設定です。具体的な対象農地は3頁の対象農用地リストのとおりです。</p>

	<p>こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>《<u>大島区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜<u>議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について</u>＞</p>
大島区 駐在室	<p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号2955番、2956番の2件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」利用権設定2件をご説明いたします。議案書は、1頁をご覧ください。</p> <p>議案書の対象農地につきましては、2頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>≪<u>柿崎区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号3780番から3784番の5件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号3780番から2頁、3784番の5件をご覧ください。</p> <p>合意による解約であり、返還後の利用計画は、中間管理機構へ貸付4件、中間管理機構へ貸付予定1件です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>＜<u>議案第1号 農地法第4条第1項許可申請について</u>＞</p> <p>議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号3704番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>柿崎区駐在室</p> <p>議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」説明いたします。</p> <p>3頁、番号3704番をご覧ください。</p> <p>柿崎区江島新田地内の農地を「車庫」に転用するものです。</p> <p>4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>申請者は積雪時、車庫の出入りに苦労していることから、自宅北側の市道に面した土地に車庫を建築するものです。</p>

<p>議 長</p>	<p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模な農地であるため、農地区分は、第2種農地に該当するものと判断しました。</p> <p>土地利用計画は、車場で建蔽率は37.53%です。</p> <p>工事計画は、令和7年11月1日から令和7年11月20日までです。</p> <p>転用にあたり、雨水は地下浸透及び道路側溝への排水により処理することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断しました。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>&lt;議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について&gt;</b></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号3798番から3834番の45件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>それでは、まず「地域計画内」であります。6頁、3798番から13頁、3834番の37件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、14頁から20頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に「地域計画外」であります。</p> <p>21頁、3835番から22頁、3842番の8件をご覧ください。議案の対象農地につきましては、23頁から24頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>地域計画外の農地につきましては、目標地区に搭載されていない農振白地の農地ですが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p>

<p>議 長</p>	<p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>大湊区 駐在室</p>	<p>次「<u>大湊区駐在室の議案</u>」</p> <p>次に大湊区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>&lt;<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>&gt;</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号4608番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>大湊区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明します。</p> <p>1頁をご覧ください。</p> <p>番号4608番は譲渡人が耕作困難のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>本件については、私が確認しましたので説明いたします。事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p>

議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について&gt;</b></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号4685番から4687番の3件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」ご説明いたします。</p> <p>2頁、番号4685番から4687番の3件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、3頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;&lt;頸城区駐在室の議案&gt;&gt;</b></p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><b>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について&gt;</b></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号5349番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> <p>頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p>
頸城区 駐在室	

<p>議 長</p>	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号5349番をご覧ください。</p> <p>本案件は、合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定です。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u>&lt;議案第1号 農地法第3条許可申請について&gt;</u></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号5310番から番号5311番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>2頁、番号5310番から番号5311番をご覧ください。</p> <p>番号5310番は、経営基盤強化促進法による契約の期間満了に伴い、農地法での契約に移行するものです。</p> <p>番号5311番は、譲渡人の財産整理のため所有権を移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
<p>小山委員</p>	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<p>&lt;議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について&gt;</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号5306番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。</p> <p>3頁、番号5306番をご覧ください。</p> <p>頸城区大谷内地内の農地を「資材置場」として利用するものです。</p> <p>4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は左官業や便利屋業を営んでおり、経営規模拡大に伴い既存の資材置場ではスペースが不足していましたが、この度、以前から交渉していた地主と譲渡の話がまとまったため、申請農地を取得し、資材置場として利用するものです。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、第1種農地となりますが、事業計画は「資材置場」であり、許可基準の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、また、集団的に存在する農地を蚕食・分断する恐れは認められず、既存の集落と申請農地の距離が最小限と認められるため、許可は可能となります。</p> <p>転用に当たり、生活雑排水は発生せず、雨水排水は地下浸透とすることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<p>&lt;議案第3号 「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」&gt;</p> <p>議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、利用権設定、番号5305番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>

<p>頸城区 駐在室</p>	<p>議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」利用権設定1件をご説明いたします。議案書は、6頁をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、7頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>≪吉川区駐在室の議案≫</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p><u>&lt;議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について&gt;</u></p> <p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号6268番から6271番の4件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>吉川区 駐在室</p>	<p>吉川区駐在室です。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、まず「地域計画内」であります。1頁、6268番から6270番の3件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、2頁から7頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に「地域計画外」であります。8頁、6271番の1件をご覧ください。議案の対象農地につきましては、9頁からの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であります。農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>《<u>三和区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号8658番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明します。</p> <p>議案書は1頁、番号8658番をご覧ください。</p> <p>番号8658番は、譲渡人が労力不足を理由に無償で譲受人に所有権を移転するものです。登記簿は「原野」となっておりますが、現況は「畑」であり農地法が適用され、許可が必要となります。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>

竹原委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<b>&lt;議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について&gt;</b>
	議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号8610番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」利用権設定1件を説明します。議案書は、2頁をご覧ください。 議案書の対象農地につきましては、3頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。

笠原部会長	<p><b>【7. その他】</b> 事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
笠原部会長	<p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 ご審議、ご苦労様でした。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>笠原部会長、ありがとうございました。</p>
柿崎区 駐在室長	<p><b>【8. 部会長職務代理あいさつ】</b> 閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。  (田鹿職務代理あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p><b>【9. 閉会】</b> 以上をもちまして、令和7年度第7回二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: right;">午後3時07分終了</p>